

令和 5 年 2 月 20 日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人住所 四日市市笹川 2丁目19番
医療法人の名称 医療法人 笹川 歯科
理事長 岩崎 宏

決 算 届

令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの決算を終了しましたので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

添付書類

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 4 年 1 月 1 日 至令和 4 年 12 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 笹川歯科

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事業所の所在地 三重県四日市市笹川2丁目19番

(3) 設立認可年月日 平成12年 8月21日

(4) 設立登記年月日 平成12年 8月31日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	診療所
施設の名称	医療法人 笹川歯科
開設場所	三重県四日市市笹川2丁目19番
認可病床数	なし

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4 年 2 月 18 日	令和 3 年度決算の決定
令和 4 年 12 月 12 日	令和 5 年度事業計画及び収支予算の決定
	令和 5 年度理事の報酬額の決定

法人名 医療法人 笹川歯科
 所在地 四日市市笹川2丁目19番

財 産 目 録
 (令和 4 年 12 月 31 日現在)

1. 資 産 額	16,295千円
2. 負 債 額	14,618千円
3. 純 資 産 額	1,677千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	8,047
B 固 定 資 産	8,248
D 資 産 合 計 (A+B)	16,295
E 負 債 合 計	14,618
F 純 資 産 (D-E)	1,677

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 賃貸 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□法人所有 賃貸 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 笹川歯科

所在地 四日市市笹川2丁目19番

※ 医療法人整理番号 0374

貸借対照表

(令和4年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	8,047	I 流動負債	606
II 固定資産	8,248	II 固定負債	14,012
1 有形固定資産	8,119	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	105	負債合計	14,618
3 その他の資産	24	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	△8,322
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	1,677
資産合計	16,295	負債・純資産合計	16,295

様式4-2

法人名 医療法人 笹川歯科

※ 医療法人整理番号 D374

所在地 四日市市笹川2丁目19番

損 益 計 算 書

(自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 12 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	25,186
2 事業費用	32,288
本体業務事業利益	△7,102
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附体業務事業利益	
事業利益	△7,102
II 事業外収益	3,258
III 事業損益	
經常利益	△3,844
IV 特別損益	8,000
V 特別損失	
税引前当期純利益	4,156
法人税等	72
当期純利益	4,084

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 笹川歯科

理事長 岩崎 宏 殿

私は、医療法人笹川歯科の令和4年会計年度(令和4年 1月 1日から令和 4年12月31日
まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告
いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、
重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、
事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、
すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと
認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致している
ものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示して
いるものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する
重大な事実はありません。

令和 5年 2月 20日

監 事 岩 崎 竜 也